

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第61号 岩国市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

本議案の審査におきまして、委員中から「本条例の適用期間が2年延長されるとのことであるが、これまでどのような成果があったのか」との質疑があり、当局から「この条例の適用を受けた企業進出については、本市においては実績がないという状況である」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から「その主な理由はどのようなことが考えられるのか」との質疑があり、当局から「本条例は、本社機能の移転等を行う企業という限られた範囲を対象としていることから、本市においてはこれまで該当するものがなかったものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から「せっかくいい条例ができて、企業進出が進まなければもったいないと感じる。今後については、どのように推進していくことを考えているのか」との質疑があり、当局から「本市においては、この条例による支援のほかに、他の法律の枠組みによる複数の支援メニューも用意している。また、企業誘致等促進条例において奨励金制度を設けており、進出企業及び既存企業の支援を行っているところである。そうしたさまざまな支援策を活用しながら、進出を検討している企業に対して、山口県とともに交渉を行い、できるだけ岩国市内に移転していただけるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。